

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部 県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結 (行政経営推進課) 一
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者） (水産林政総務課) 一
- 土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 二
- 企業局
- 仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用に係る使用料の徴収事務の委託 二
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体 二
- 政治団体の届出 三
- 政治団体の届出事項の異動届 三
- 政治団体の解散届 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分） 五
- 資金管理団体の指定取消し等の届出 六

## 告 示

○宮城県告示第四百二十七号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成三十一年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成三十一年四月八日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

島川 行正

仙台市泉区将監七丁目四番三十一号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第四百二十八号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十一年四月二十三日から平成三十一年五月七日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成三十一年四月八日

三 縦覧場所

宮城県庁（農政部農業振興課）

○宮城県告示第四百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十一年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	巨理町区 域(宮城 県漁業協 同組合の 仙南支所 の地区の うち巨理 の区域)
区分	総トン数十 ン未満の漁 船により主 として底び き網を 使用して行 う漁業
届出年月日	平成三十一年 四月二日
発起人の住所及び氏名	巨理郡巨理町字江下二 十七一 後藤修 巨理郡巨理町字江下六 一十二 白井邦夫
漁業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第六十 三号に規定する漁 業
特定第二号 漁業者数	五人

○宮城県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年七月三十一日	菅澤 信弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事

○宮城県告示第四百三十一号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野 和 宏

企 業 局

○宮城県企業局告示第七号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十三日  
宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

一 委託した相手の所在地及び名称  
仙台市青葉区一番町四丁目六番一号  
同和興業株式会社

二 委託期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十八号  
次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成三十一年四月二日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十一年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
動かせ登米市の会	小竹 義隆	阿部 泰彦	登米市迫町佐沼字上舟丁二一
氏家英人「登米三九会」	氏家 英人	氏家 典子	登米市迫町佐沼字南元丁三八一
川崎町を考える会	尾形 榮一	尾形 榮一	柴田郡川崎町大字小野字二本松四五一六
熊谷のりお後援会(設立年月日 平成十七年三月十日)	只野 直義	熊谷 賢明	登米市中田町石森字蓬田九一
佐藤聡一後援会	茂泉 健	鈴木 亨	白石市字巨理町二一
仙台・22世紀未来フォーラム	安曇 祥二	亀岡 幸康	仙台市若林区蒲町三八一四
Vote for Sen dai	大津さとし	大津さとし	仙台市太白区向山四一一一五
本田敏昭後援会	本田 敏昭	本田 敏昭	角田市角田字泉町九八
宮城交通政策研究会	針生 勝美	山田 俊徳	仙台市青葉区昭和町三一
八木しみ子後援会	八木しみ子	佐藤慶二郎	登米市豊里町横町三二
米木正二後援会	中島 勝	米木 千代	加美郡加美町南町一二七一

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十一年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石川そのえ後援会	石川 園江	石川 園江	仙台市宮城野区榴岡一―五―二八	平成三十一年三月二十二日
小川かつや後援会	小川 かつや	小川めぐみ	黒川郡大衡村大衡字平林五―一―二	平成三十一年三月一日
菊池みほ後援会	鈴木 和也	油谷 麻雄	富谷市鷹乃杜二―一三―一九	平成三十一年三月六日
竹中ひでお後援会	竹中 栄雄	竹中 あい	仙台市若林区南鍛冶町一〇―一―一	平成三十一年三月十二日
田村まさる後援会	田村 勝	田村 勝	仙台市宮城野区福田町一―九―一	平成三十一年三月二十二日
吉田けい後援会	星 明朗	大崎 能正	加美郡加美町字南町九六―一―一	平成三十一年三月八日

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十一年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
自由民主党栗駒支部	千葉 厚	会計責任者の氏名	新	平成三十一年三月二十二日
自由民主党松山支部	佐々木良二	主たる事務所の所在地	旧	平成三十一年三月九日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
自由民主党宮城県小売販売支部	狩野 英俊	代表者の氏名	新	平成三十一年二月二十一日
自由民主党宮城県支部連合会	西村 明宏	代表者の氏名	新	平成三十一年三月十七日
未来の町を創る会	佐藤 将	代表者の氏名	新	平成三十一年三月八日
阿部ひろあき後援会	高橋 章弘	代表者の氏名	新	平成三十一年三月二十五日
伊藤ゆうこ後援会	高田 孝二	代表者の氏名	新	平成三十一年三月二十五日
歌川渡後援会	鈴木 紀男	代表者の氏名	新	平成三十一年三月一日
加藤けんいちを囲む会	角田 正彦	代表者の氏名	新	平成三十一年三月二十五日
木村征郎を励ます会	小松 甚一	代表者の氏名	新	平成二十九年四月十日
こんの恭一後援会	田口 淳一	代表者の氏名	新	平成三十年四月八日
佐藤まさひろ後援会	木皿 善郎	代表者の氏名	新	平成三十年七月十五日
塩釜医師連盟	赤石 隆	代表者の氏名	新	平成三十一年三月四日
高橋しゅうや後援会	阿部 秀保	代表者の氏名	新	平成三十年三月十日
地紙清喜後援会	高梨 栄一	代表者の氏名	新	平成三十年

萩原たつお後援会	伊藤 昌範	の氏名	萩原たつお後援会	萩原達雄後援会	五月三十日
PATOAの会	遠藤 拓弥	の氏名	佐藤 優樹	阿部 卓也	平成三十一年三月五日
平間ゆきひろ後援会	坂口 敏夫	の氏名	坂口 敏夫	加藤 善憲	平成三十一年六月一日
細野たかし応援団	太田 昌彦	の氏名	仙台市泉区館四一三八一〇	仙台市泉区加茂五三三一一	平成三十一年三月六日
宮城県医師連盟	佐藤 和宏	の氏名	佐藤 和宏	嘉数 研二	平成三十一年六月二十七日
宮城県商工政治連盟	今野 秀俊	の氏名	高橋 利一	鈴木 一郎	平成三十一年七月二十六日
宮城県商工政治連盟	富樫 利和	の氏名	仙台市青葉区愛子中央六一六一二二三	仙台市泉区上谷刈字赤坂九一二三	平成三十一年六月八日
宮城県理政会	阿部 忠	の氏名	阿部 忠	日野 恒雄	平成三十年五月二十六日
みやぎ未来創生	熊谷 一平	の氏名	みやぎ未来創生	地域政党富谷市民党	平成三十一年三月十日
杜の都市政研究会	角田 正彦	の氏名	角田 正彦	古山 直史	平成三十一年三月二十五日
わたなべ拓後援会	渡邊 拓	の氏名	小長根久雄	小野寺貴男	平成三十一年三月二十二日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十一年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あべとしき後援会	阿部 利基	平成三十一年三月二十八日
石塚まさしを囲む会	安住 政之	平成三十一年十二月二十九日
小野やすひろ本村上後援会	大友 憲司	平成三十一年三月四日
鈴木勝雄後援会	櫻井 道雄	平成三十一年十二月三十一日
地紙清喜後援会	高梨 栄一	平成三十一年十二月三十日
ほしい敬子後援会	星居 敬子	平成三十一年三月十一日

○宮選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)

ほしい敬子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 星居 敬子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 名取市議会議員

報告年月日 31. 3. 12 (31. 3. 11解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

(その他の政治団体)

あべとしき後援会

報告年月日 31. 3. 28 (31. 3. 28解散)

<p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額</p>	<p>363,544 2,544 361,000 363,229</p>	<p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 寄附 個人分 4 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 5 寄附の内訳 〔個人分〕 鈴木勝雄 地紙清喜後援会 報告年月日 31. 2. 19 (30. 12. 30解散)</p>	<p>(95人) 95,000 191,000 191,000 286,000 286,000 191,000 宮城郡利府町</p>
<p>4 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費 5 寄附の内訳 〔個人分〕 阿部りつ子 年間五万円以下のもの 石塚まさしを囲む会 報告年月日 31. 3. 28 (30. 12. 29解散)</p>	<p>360,000 360,000 3,229 3,229 3,229 360,000 1,000 0 0 0 3,551 3,551 0 286,000 286,000 286,000</p>	<p>1 収入総額 2 支出総額 小野やすひろ木村上後援会 報告年月日 31. 3. 18 (31. 3. 4解散) 1 収入総額 前年繰越額 2 支出総額 鈴木勝雄後援会 報告年月日 31. 3. 19 (30. 12. 31解散) 1 収入総額 本年収入額 2 支出総額</p>	<p>200 200 0 200 0 0 0 0 0 0</p>
<p>○阿部理知市長選出十三郎 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成三十一年四月二十三日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円） （資金管理団体） ほしい敬子後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 星居 敬子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 名取市議会議員 報告年月日 31. 3. 12 (31. 3. 11解散) 1 収入総額 0 2 支出総額 0 （その他の政治団体）</p>			

あべとしき後援会  
報告年月日 31. 3. 28 (31. 3. 28解散)

1 収入総額 315

前年繰越額 315

2 支出総額 0

小野やすひろ木村上後援会

報告年月日 31. 3. 18 (31. 3. 4解散)

1 収入総額 3,551

前年繰越額 3,551

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成三十一年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 取消年月日

作並ゆきの 作並ゆきの後援会 平成三十一年一月一日

星居 敬子 ほしい敬子後援会 平成三十一年三月十一日